

(付託番号) 26-7	(受理年月日) 平成26年5月16日
件名 要旨	陳 情
	<p>海洋環境整備事業の充実と体制拡充を求める意見書の提出について</p> <p>国の海洋環境整備事業において、海上の浮遊ゴミや油の回収により船舶の安全を守り、海洋の自然環境を維持し、住民の生活や安全を守ってきたが、瀬戸内海において船舶事故などにより油流出事故が発生しており、油防除体制の強化や海面浮遊ゴミ・油回収の体制の充実が求められている。</p> <p>また、国の船舶は、東日本大震災においても、災害支援物資を積み込み海上から各被災地の港に運び入れたり、海上浮遊物の回収作業にあたり港湾機能の復旧に大きな役割を果たした。</p> <p>その震災の教訓をもとに2013年に港湾法が改正され、非常災害時における港湾機能の早期維持・復旧の国の役割が改めて定められた。</p> <p>瀬戸内海の自然や物流の機能を次世代に継承していくためにも、海洋環境整備事業の充実とそれを担う、直轄・直営船舶の運航体制の拡充が必要である。</p> <p>については、下記の項目について国に意見書を提出されるよう陳情する。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 海洋の環境と船舶航行の安全を守る、海洋環境整備事業を国の役割として充実すること。</li> <li>2 非常災害時に国民生活を守るため、緊急支援物資の輸送や港湾機能の維持、早期復旧を行う国の防災体制を拡充すること。</li> </ol>